

国設藤前干潟鳥獣保護区の設定等に関する パブリック・コメントの実施結果について

1 意見募集方法の概要

(1) 意見募集の周知方法

- ・意見募集を行う鳥獣保護区等の設定又は指定計画書(案)を環境省ホームページに掲載
- ・記者発表(環境省記者クラブ)
- ・資料の配付

(2) 資料の入手方法

環境省自然環境局野生生物課、中部地区自然保護事務所及び同名古屋支所で閲覧可能。希望があれば、環境省自然環境局野生生物課より郵送。

(3) 意見提出期間

平成14年8月2日から30日まで(4週間)

(4) 意見提出方法

郵送、FAX又は電子メール

(5) 意見提出先

環境省自然環境局野生生物課

2 意見募集の結果

・ファクスによるもの	2通
・電子メールによるもの	5通
・その他	1通
合計	8通

3 整理した意見総数

・設定又は指定計画書(案)に係るもの	6件
・その他要望等	4件

国設藤前干潟鳥獣保護区の設定等に関する パブリックコメントの実施結果

ご 意 見	対 応 方 針
国設藤前干潟鳥獣保護区の設定及び同特別保護地区の指定について	
<p>本鳥獣保護区は、藤前干潟にだけでなく庄内川・新川河口部にも位置するので、名称を例えば「庄内川・新川河口・藤前干潟」とするなど、名称に「庄内川・新川」という地名を加えるべきである。 (6件)</p> <p>国設鳥獣保護区の設定等と併せて、治水対策も確実に実施するよう要望する。 (1件)</p> <p>庄内川河口部の治水工事は、環境に配慮した必要最低限のものとするよう、助言協力をして欲しい。 (1件)</p> <p>アクセスの改善や干潟の清掃等環境整備への取組を要望する。 (1件)</p> <p>国設鳥獣保護区の保全保護のための検討会議を開催、設置して欲しい。 (1件)</p>	<p>国設鳥獣保護区の名称は、その区域を代表し、簡潔で呼び易い名称を付すことが適当と考えています。</p> <p>計画区域は、庄内川、新川、日光川のそれぞれの河口干潟が一体となり鳥獣の生息環境となっていますが、干潟保全に至るこれまでの経緯からその名称が全国的にも広く知られている「藤前干潟」に代表させて、本鳥獣保護区の名称とするのがふさわしいものと考えています。</p> <p>及び</p> <p>本鳥獣保護区が庄内川、新川、日光川の河口部に位置し、これらの河川の流域市町村が伊勢湾台風や東海豪雨等により、甚大な被害を受けたことを重く受け止め、流域住民の生命財産を守るため浚渫等の治水対策は確実に実施されるべきものと考えています。</p> <p>環境省としては、河口部の浚渫をはじめとする治水事業の実施に関して、関係機関から要請があれば、治水と鳥獣保護との両立を基調として、必要な助言などを行っていく考えです。</p> <p>及び</p> <p>アクセス改善については、関係機関に伝えたいと考えています。</p> <p>国設鳥獣保護区設定後の当該保護区の管理については、地元自治体や関係機関等とも連絡・連携を図りつつ、その適切な保全・活用に努めていく考えです。</p>